

長畑ひろのり



News vol. 180

しでうなはて今昔⑦

所有する絵葉書から、今号は「四條畷神社 社殿」です。絵葉書の年代は、宛名面から明治 40（1907）年 4 月～大正 7（1918）年と推定されます。

・四條畷神社創建への歩みⅡ

内容は前号からの続きとなり、本市発行の「ふるさと四條畷」から原文のまま引用します。その前号については、右の



vol. 179

QRコードから読むことができます。



The Shijonawate Shrine.

四條畷神社 社殿

『・・・神社の規模、社地・参詣道路等用地の確保、資金面の事など綿密に検討の上、地元の協力はもとより各方面への協力要請が開始されました。一方大阪府に対しても地元の大きな協力を背景に請願陳情を重ね、計画は着々と進みました。殊に当時の西村捨三知事は、神社創建に対して熱心に取組まれ、大きな推進力となって下さいました。

右の画像が現在の様子で、社殿の形状は大きく変わって見えます。



しかし、四條畷神社公式サイトから原文のまま引用すると、「現在の本殿は、明治 23 年創建当初のまま残っている。拝殿は鎮座 90 年を記念し、昭和 56 年に改築された。本殿正面の鳥居は平成 2 年の御鎮座 100 年に際し、伊勢神宮から下賜されたもの。」とのこと。

社殿のうち、御神体が鎮座している建物を「本殿」といい、そこを拝む建物を「拝殿」といいます。

これまでの間、委員の皆さんのご苦労は実に大変であったと思います。

機は熟し、府知事が上京し内務省に上申書を提出されたのは、明治二二年六月一七日。熱意が届き一二日後の六月二九日に内務大臣から「神社創立特許」が大阪府に下達されました。「本年六月十七日上申神社創立并社格宣下ノ件神社創立ハ特別ヲ以テ聞届ク社号ノ儀ハ追テ申出ヘシ」と。これを受けて地元では正式に組織を固め、神社創立委員九八名（内当市三九名）、委員長に北河内郡長俣野景孝、副委員長に山口又造・築山俊碩の各氏が就任、一丸となって建社に取組まれたのです。工事は急速に進み、立派な社殿が建立された一二月一六日、別格官弊社に列せられたのです。』（終わり）

文章は、弱視の方にも読みやすい可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用しています。

公式サイト（4コマ漫画も掲載中）

<http://nagahata.jp>



日々の主な活動



政治以外の話題



12月定例議会における質問①

・製品プラスチックについて

製品プラスチックとは、♻️マークのあるペットボトルや容器包装プラスチック（以下、「容器包装プラ」と言う。）以外、例えば、洗面器、ハンガー、ボールペン、バケツなどのプラスチックでできている製品のことで、

現在、本市におけるこれら製品プラスチックの処理は、燃えるゴミとして扱っています。

【長畑質問】 11月7日、北河内4市リサイクル施設組合（以下、「4市リサイクル」と言う。）議会で、質問をした。内容は「プラスチック資源循環促進法の内容を受け本施設組合として今後の予定は」です。

答弁は2点あり、1点目は「当該法律は製品プラスチック（以下、「製品プラ」と言う。）のリサイクルについて努力義務を定めたもので、製品プラリサイクルの導入については本施設組合で判断できるものではなく、構成4市で議論されるもの」と、本施設組合では関与できないと言いながら、2点目には「令和3年6月に構成4市担当部長課長に対し、製品プラが搬入された場合の圧縮梱包処理の可能性について説明したが、製品プラ回収により搬入量が約35%増加することや、増加分を含む全量に対応するには大規模な工事が必要となることから、現状の方法では当施設での処理は困難であると説明した」と、矛盾する内容でした。

そこで私は「管理者や副管理者である構成4市の市長をはじめ部長課長のおられる本施設組合が構成4市の先頭に立ち、あらゆる懸案事項を解決できるよう条例に加えることを要望」し、質問を終えました。その後の本施設組合側の答弁を皆さんと共有したく、この四條畷市議会の場で教えて下さい。

【市民生活部長答弁】 本施設組合長の答弁は「努力義務から本格稼働を求められた場合、現状この施設での稼働能力というものについて、どのように対応をしていくのかというような先ず物理的な問題と、それからあと市民に対して、各構成市が啓発をしていくというような手順等につき、今後法律の推移を見ながら、また関係各市の皆様とも協議をするような場面も当然出てくるものと考えている」でした。

【長畑質問】 私自身、4市リサイクル議会において、条例に製品プラの内容を加えるよう訴えたものの、製品プラの処理を4市リサイクルに任すだけではなく、本市単独、もしくは、一般ごみと同様に四條畷

市交野市清掃施設組合において処理することも視野に入れての検討が必要ではないか。

理由は、4市リサイクル議会において、私がどれだけ訴えても搬入量割を取り入れてもらえない、それどころか構成4市の会議でも搬入量割について前向きに話し合

いが行われていない、つまり、容器包装プラを処理するための各市負担割合を人口割としているために本市（＝市民）は他市より2倍や3倍とも言われるぐらい余分に税金を負担しながら製品プラまで4市リサイクルで処理すると、本市が損をし続ける

のは明らかで、また、製品プラを受け入れるためのピット容量や設備能力を上げる工事費用も、搬入量割を取り入れた割合でしか費用負担するべきではないと考えるが。

【市民生活部長答弁】 現状の4市リサイクルの処理能力では困難で、大規模な改修が必要となり、議員の考え方も対応策の一つと思う。

様々な対策が考えられる中、現在、構成4市において、担当者レベルでの勉強会を進めている。

【長畑質問】 4市リサイクルから本市が抜ける場合、何か違約金が必要か。

【市民生活部長答弁】 違約金等は発生しないが、脱退に伴う財産処分が必要となる場合がある。

【長畑要望】 本市市民が他市より税金を多く負担している容器包装プラの負担割合を是正するには、製品プラの問題が浮上してきた今がチャンス。構成市に働きかけ、各市の税金が平等に使われるよう搬入量割を取り入れることに努力して頂くよう要望する。

以前の製品プラ関係の質問は、右のQRより



vol.174

容器包装プラ負担金の詳細は、右のQRより



vol.162

ひろのり物語 ⑳

絵：長畑ひろのり

